長浜市放置自転車等移動・保管公告

長浜市自転車等放置の防止に関する条例（平成18年長浜市条例第82号）第１１条第２項の規定により、次のとおり自転車を移動し保管しましたので、同条例第１２条第１項の規定により公告します。

令和８年１０月２９日

長浜市長　浅見　宣義

１	移動理由	市道上に放置されていたため
２	移動区域	放置禁止区域外（長浜市国友町地先）
３	移動日	令和８年１０月２８日
４	保管期間	公告の日から３か月
５	保管場所	今川雪寒基地（長浜市今川町１７６番地１）
６	返還日時	業務日の午前９時から午後４時４５分までの時間
７	返還手続	長浜市自転車等放置の防止に関する条例施行規則第６条及び第７条による
８	引取りのない場合の措置	長浜市自転車等放置の防止に関する条例第１２条第４項による
９	連絡先	長浜市都市建設部道路河川課 電話番号　０７４９－６５－６５３２

